

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の概要

1 改正内容

(1) 第1条関係

期末手当及び勤勉手当の支給月数（第16条、第30条）

以下のとおり期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行う。

現行	6月		12月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム 会計年度任用職員	1.25月	1.175月	1.25月	1.175月
パートタイム 会計年度任用職員	1.25月	1.175月	1.25月	1.175月



改定①	6月		12月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム 会計年度任用職員	1.25月 (改定なし)	1.175月 (改定なし)	<u>1.275月</u> (+0.025月)	<u>1.2月</u> (+0.025月)
パートタイム 会計年度任用職員	1.25月 (改定なし)	1.175月 (改定なし)	<u>1.275月</u> (+0.025月)	<u>1.2月</u> (+0.025月)

(2) 第2条関係

期末手当及び勤勉手当の支給月数（第16条、第30条）

第1条関係で改定した期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行う。

改定①	6月		12月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム 会計年度任用職員	1.25月	1.175月	1.275月	1.2月
パートタイム 会計年度任用職員	1.25月	1.175月	1.275月	1.2月



改定②	6月		12月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム 会計年度任用職員	<u>1.2625月</u> (+0.0125月)	<u>1.1875月</u> (+0.0125月)	<u>1.2625月</u> (-0.0125月)	<u>1.1875月</u> (-0.0125月)
パートタイム 会計年度任用職員	<u>1.2625月</u> (+0.0125月)	<u>1.1875月</u> (+0.0125月)	<u>1.2625月</u> (-0.0125月)	<u>1.1875月</u> (-0.0125月)

2 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日

(2) 第2条関係

令和8年4月1日